

公募型プロポーザル公告

公募型プロポーザルを行うので、規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月16日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管理者 西田 三十五

1. 事業名称 照明LED化ESCO事業
2. 公告事項 照明LED化ESCO事業 公募型プロポーザル実施要領のとおり

照明LED化ESCO事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月16日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局

目次

1 事業内容に関すること	1
1. 1 募集の趣旨	1
1. 2 事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 契約方式	1
(3) 事業対象	1
(4) LED化する対象照明器具の種類、数量	1
(5) 事業期間	1
(6) 提案上限額	1
(7) 本事業の特徴	1
(8) 事業費に含む事項	2
1. 3 担当部署	2
1. 4 事業情報等を示す場所	2
1. 5 事業全体スケジュール（予定）	2
2 応募に関すること	3
2. 1 応募条件	3
(1) 応募者	3
(2) 応募者の役割	3
(3) 応募者の資格要件	3
(4) 応募に関する留意事項	4
2. 2 E S C O提案の日程	5
(1) 日程	5
(2) 実施要領等の事業情報資料	5
2. 3 実施要領等に関する質問及び回答	6
(1) 質問	6
(2) 回答	6
2. 4 参加表明	6
(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出	6
(2) 参加表明時提出書類一覧	7
(3) 提出書類作成要領	7
(4) 資料提供	8
(5) 参加資格確認結果の通知	8
2. 5 ウォークスルー調査	8
(1) 受付期間	8
(2) 調査期間	8
2. 6 ウォークスルー調査に関する質問及び回答	8
(1) 質問	8
(2) 回答	8

2. 7 E S C O事業提案書	9
(1) E S C O事業提案に係る提示条件	9
(2) E S C O事業提案書の提出	9
(3) 提出書類一覧	9
(4) E S C O事業提案書作成要領	10
(5) 参加を辞退する場合	11
3 審査に関すること	12
(1) 審査	12
(2) 審査の流れ	12
(3) 審査結果の通知・公表など	12
(4) 最低基準	13
(5) 失格	13
4 契約に関すること	14
(1) 現地調査・詳細設計・詳細協議の実施	14
(2) 契約の締結	14
(3) 契約の概要	14
5 機器仕様に関すること	15
(1) 基本事項	15
(2) 照明器具仕様	15
(3) 外灯の照明器具仕様	15
(4) その他	15
6 外灯の提案に関すること	16
(1) 特記事項	16
7 施工に関すること	17
(1) 全体的事項	17
(2) 施工準備	17
(3) 施工	17
(4) 作業完了	18
(5) その他	18
8 事業実施に関すること	19
(1) 誠実な業務遂行義務	19
(2) 本組合と事業者との責任分担	19
9 支払い等に関すること	20
(1) 検査及び引渡し	20
(2) 施工等業務に係る経費の支払い	20
別表 1 評価基準票	21
別表 2 予想されるリスクと責任分担	22

1 事業内容に関すること

1. 1 募集の趣旨

照明LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（以下「本組合」という。）の葬儀式場を備えた火葬場施設「さくら斎場」における照明設備をLED化することにより、省エネルギー化による電力使用量及び二酸化炭素排出量を削減するとともに、財政負担を軽減することを目的とするものです。

本要領は、民間事業者のノウハウを活用した設計・施工等に関する一括提案（以下「ESCO提案」という。）の公募を行い、最も優れていると考えられる応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するにあたり、本事業の概要、本事業への応募条件及び優先交渉権者の選定方法等について定めています。

また、公募の後、優先交渉権者は、現地調査・詳細設計を行い、本組合と合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本組合と契約を締結し、本事業を実施するものとします。

1. 2 事業の概要

(1) 事業名称

照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

(3) 事業対象

照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）のとおり

(4) LED化する対象照明器具の種類、数量

① 直管蛍光灯（直付け、埋込など）、コンパクト型蛍光灯（ダウンライト）等

605台

② 外灯

13基（既設22基から間引きし、13基とする。）

※なお、提示している種類、数量等は、提案及び審査用であり、最終的な種類、数量等は、現地調査及び詳細設計を基に作成された実施計画書を本組合が承認することにより決定します。

(5) 事業期間

契約日から令和9年3月15日 まで

(6) 提案上限額

32,390,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額は、本事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

(7) 本事業の特徴

① 本事業は、簡易型のESCO事業で実施します。本組合における簡易型の特徴は、次のとおりです。

(ア) 省エネルギー効果の計測・検証は、事業期間内に机上計算で実施します。

- (イ) 事業完了後(令和9年度以降)における維持管理及び省エネルギー効果の計測、検証、結果報告等の業務はありません。
 - (ウ) 省エネルギー効果による電気料金の削減保証はありません。
 - (エ) 照明器具の保証期間を5年間とし、交換費用は事業者の負担とします。
 - ② 優先交渉権者は選定後、自らが行った提案を基に事業対象の現地調査(現状器具の消費電力を含む。)及び詳細設計を実施します。
 - ③ 優先交渉権者は、現地調査及び詳細設計に基づき、照明リスト、施工図面(プロット図程度)、施工内容、施工数量、電力使用削減量等を記載した実施計画書を作成します。なお、電力使用削減量の算出方法は、本組合が設定する想定年間点灯時間と優先交渉権者が提案した当該照明器具の消費電力に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施することとします。
 - ④ 実施計画書を基に両者協議のうえ、施工内容と施工数量、エネルギー削減量等を確定させ、契約を締結し、令和9年3月15日までに事業を完了することとします(工事完了検査含む)。
- (8) 事業費に含む事項
- ① 現地調査及び詳細設計の実施
 - ② 実施計画書の作成
 - ③ 契約に要する経費(印紙代は、事業者の負担とする。)
 - ④ 使用する機器等の調達
 - ⑤ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務
 - ⑥ 工事施工及び施工管理
 - ⑦ 撤去した設備の運搬・廃棄処分
 - ⑧ その他本事業の実施に伴う経費
 - ⑨ 事業者の利益

1. 3 担当部署

〒285-0043 千葉県佐倉市大蛇町790番地4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局 施設整備班 担当：相京

TEL:043-484-6747 FAX:043-486-2304 メールアドレス：fune-sakurambo@catv296.ne.jp

1. 4 事業情報等を示す場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 ホームページ

<https://www.fune-sakurambo.jp/> ⇒ 「入札・公募情報」

1. 5 事業全体スケジュール(予定)

- (1) 実施要領の公表(公告日) : 令和8年3月16日
- (2) 選定結果通知 : 令和8年5月下旬
- (3) 現地調査・詳細設計等 : 令和8年6月末まで
- (4) 契約締結 : 令和8年7月上旬頃まで
- (5) 工事施工(完了検査含む) : 契約締結日～令和9年3月15日まで
- (6) 保証期間 : 引渡しを受けた日から起算して5年間

2 応募に関すること

2. 1 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表の1社を選定してください。
- ③ 参加表明時、応募者の構成員を明らかにし、役割分担を明確にしてください。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を担い、グループの場合は構成員が以下の役割を分担するものとします。

(ア) 事業役割

本組合との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を総括し、現地調査及び詳細設計から施工、監理、保証期間の対応までに至る事業全体を総括し、事業遂行の責を負うものとします。

(イ) 施工役割

施工に関する業務を全て実施するものとします。

- ② 事業役割と施工役割を担う企業が異なる場合には、本組合との契約時に適正な請負契約等を締結し、その契約内容について事前に本組合の承諾を得なければなりません。

(3) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、次に掲げる資格要件を満たす者でなければいけません。なお、グループの場合は、グループとして要件を満たす必要があります。

(ア) 施工役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般又は特定建設業の許可を受けた者であること。また、建設業法第26条に基づく「電気工事業」に係る主任技術者若しくは監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくは電気工事施工管理技士を配置すること。

- ② 応募者は、参加表明書等の書類の提出期限から優先交渉権者を特定する日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者である必要があります。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 「佐倉市、四街道市又は酒々井町のいずれかの建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている者

(ウ) 「佐倉市、四街道市又は酒々井町のいずれかの建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外を受けている者

(エ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は優先交渉権者特定日前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(キ) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。）その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(4) 応募に関する留意事項

- ① 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出書類は返却いたしません。また、本組合は、E S C O提案の募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。ただし、提出書類に対し、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例（平成14年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に定める不開示情報を除き、開示します。その他、本組合は、公益上必要な場合、提出書類の全部又は一部を公表できるものとします。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないよう留意してください。
- ③ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、本組合は、E S C O提案の審査及び契約執行のために必要な範囲で、提出書類の全部又は一部を使用又は複製できるものとします。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は、本組合に帰属するものとします。
- ④ E S C O提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。
- ⑤ 本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- ⑥ 1応募者は、1つの提案しか行うことができません。
- ⑦ 1応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできません。
- ⑧ 応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行い、本組合がこれを認めたときはこの限りではありません。
- ⑨ 提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本組合が変更を認めたときはこの限りではありません。
- ⑩ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とします。
- ⑪ 佐倉市内、四街道市内、酒々井町内にある企業（当該市町内に本店（商業登記上の本店所在地が当該市町内にあり、かつ、当該市町内に常時契約を締結する事務所を有する場合を含む。）を有する者。）の活用に努めてください。

2. 2 E S C O提案の日程

(1) 日程

E S C O提案の募集及び選定等は、次の日程で行うことを予定しています。

	項 目	日 程
①	実施要領等の公表（本組合 HP に掲載）	令和 8 年 3 月 1 6 日（月）
②	実施要領等に関する質問の提出期限	令和 8 年 3 月 2 4 日（火）まで
③	実施要領等に関する質問への回答（本組合 HP に掲載）	令和 8 年 3 月 2 6 日（木）
④	参加表明書等の提出期限	令和 8 年 3 月 3 0 日（月）まで
⑤	ウォークスルー調査受付期間	参加表明書等提出後～3月30日（月）
⑥	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 4 月 3 日（金）頃
⑦	ウォークスルー調査	令和 8 年 4 月 6 日（月）～9日（木）
⑧	ウォークスルー調査に関する質問の提出期限	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）
⑨	ウォークスルー調査に関する質問への回答（本組合 HP に掲載）	令和 8 年 4 月 1 7 日（金）
⑩	E S C O事業提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）まで
⑪	プレゼンテーション及びヒアリング実施通知	令和 8 年 5 月 1 9 日（火）頃
⑫	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 5 月 2 2 日（金）
⑬	優先交渉権者及び次点交渉権者の選出、結果通知	令和 8 年 5 月下旬
⑭	現地調査・詳細設計・実施計画書の承認等	令和 8 年 6 月中
⑮	契約の締結	令和 8 年 7 月上旬

(2) 実施要領等の事業情報資料

事業情報資料は、本要領のほか以下のとおりとします。

- ① 公告文
- ② 照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）
- ③ 様式集

2. 3 実施要領等に関する質問及び回答

(1) 質問

実施要領等に関する質問がある場合は、以下により受け付けます。

① 質問方法

「1. 3 担当部署」宛にメール又はFAXにより質問書（様式第1号）を提出してください。

② 受付期間

令和8年3月16日（月）～3月24日（火）17時まで

③ 質問に係る留意事項

(ア) 電話及び口頭による質問は受け付けません。

(イ) 電子メール又はFAX送信時の件名は「(質問) 照明LED化ESCO事業」としてください。

(ウ) 質問を提出したときは、提出した旨の電話連絡を必ず行ってください。

(エ) 選定方法に関する質問は、受け付けません。

(2) 回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、質問者を特定できる情報を除いた後、令和8年3月26日（木）に本組合ホームページで公表します。

口頭による個別対応は行いません。

なお、質問に対する回答内容は、本要領と一体の追加又は修正として取り扱うものとします。

2. 4 参加表明

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を提出してください。

① 受付期間

令和8年3月16日（月）～3月30日（月）17時まで

なお、持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとなります。

② 提出方法

「(2) 参加表明時提出書類一覧」に示す書類を持参または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとみなします。郵便事故等の本組合及び応募者の責めに帰さない事由により未着となった場合も同様の扱いとしますので、対面手渡しとなる方法の選択や、電話による到着確認の実施を推奨します。

③ 提出場所

「1. 3 担当部署」へ提出してください。

(2) 参加表明時提出書類一覧

提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟み、A4縦長紙ファイルにとじたものを1部提出してください。

符号	種類	様式等	備考
(ア)	参加表明書	様式第2号	
(イ)	グループ構成表	様式第3号	構成員が記名、押印
(ウ)	役割の責任者一覧表	様式第4号	
(エ)	印鑑証明書	—	
(オ)	履歴事項全部証明書	—	
(カ)	財務諸表	—	
(キ)	納税証明書	—	
(ク)	建設業の許可証明書	—	施工役割を担う構成員のもの、写し可
(ケ)	使用印鑑届兼委任状	様式第5号	
(コ)	誓約書及び同意書	様式第6号	

(3) 提出書類作成要領

(ア) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成してください。

(イ) グループ構成表（様式第3号 グループで参加の場合のみ提出）

応募者の構成員を明らかにし、役割分担（事業役割、施工役割）を明確にしてください。

(ウ) 役割の責任者一覧表（様式第4号 単独参加・グループ参加問わず提出）

実務上の責任者の必要事項を記載してください。

また、保有資格の資格者証及び雇用状況を証するものの写しを添付してください。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(オ) 履歴事項全部証明書

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(カ) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表をとじたもの。貸借対照表及び損益計算書については、企業単体のほか、連結決算分も提出してください。（写し可）

(キ) 納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税の記載があるもの。なお、いずれも滞納がないことを証明するものに限りません。

(ク) 建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する一般又は特定建設業の許可証明書の写しを提出してください。

(ケ) 使用印鑑届兼委任状 (様式第 5 号)

代理人が提出する場合又は代表者印以外の印を使用する場合に提出してください。

(コ) 誓約書及び同意書 (様式第 6 号)

(オ) に記載されている全ての役員等を記載してください。

(4) 資料提供

参加表明を行った応募者に対し、参加表明書提出時に提案書等の作成に必要な図面等の資料を提供します。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、令和 8 年 4 月 3 日 (金) 頃、本組合から応募者 (代表者) に文書 (電子メール) により通知します。

2. 5 ウォークスルー調査

資格確認結果の通知により資格が確認された者は、必要に応じて、施設内への立入調査を行うことができます。希望する場合は、参加表明書等を提出後、速やかに担当部署に連絡し、日程調整を行ってください。日程は、先着順に決定します。

なお、火葬場施設を運営しながらの調査となるため、当日は担当者の指示に従っていただくことをご了承ください。

(1) 受付期間

参加表明書等提出後 ~ 3 月 30 日 (月) 17 時まで

(2) 調査期間

令和 8 年 4 月 6 日 (月) ~ 9 日 (木)

2. 6 ウォークスルー調査に関する質問及び回答

(1) 質問

ウォークスルー調査に関する質問がある場合は、以下により受け付けます。

① 質問方法

「1. 3 担当部署」宛にメール又は F A X により質問書 (様式第 1 号) を提出してください。

② 受付期間

令和 8 年 4 月 6 日 (月) ~ 4 月 13 日 (月) 17 時まで

③ 質問に係る留意事項

(ア) 電話及び口頭による質問は受け付けません。

(イ) 電子メール又は F A X 送信時の件名は「(質問) 照明 L E D 化 E S C O 事業」としてください。

(ウ) 質問を提出したときは、提出した旨の電話連絡を必ず行ってください。

(2) 回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、質問者を特定できる情報を除いた後、令和 8 年 4 月 17 日 (金) に本組合ホームページで公表します。

口頭による個別対応は行いません。

なお、質問に対する回答内容は、本要領と一体の追加又は修正として取り扱うものとします。

2. 7 E S C O事業提案書

(1) E S C O事業提案に係る提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、E S C O事業提案提出書類を作成するものとします。

- ① 提案上限額の範囲内で、できる限り低廉な価格で実現すること。
- ② 令和9年3月15日までに工事を完成させること（完了検査含む）。また、事業対象施設の状況等を踏まえ、最適な照明器具を導入すること。
- ③ 確実な実施体制を構築し、本要領に示す業務を確実にを行うこと。

(2) E S C O事業提案書の提出

応募者は、次によりE S C O事業提案書を提出してください。

① 受付期間

令和8年4月20日（月）～5月7日（木） 17時まで

なお、持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとなります。

② 提出方法

「(3) 提出書類一覧」に示す書類の紙媒体を持参または郵送に加え、PDFファイル等の電子データを作成し、それらを格納したCD等も提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとみなします。郵便事故等の本組合及び応募者の責めに帰さない事由により未着となった場合も同様の扱いとしますので、対面手渡しとなる方法の選択や、電話による到着確認の実施を推奨します。

③ 提出場所

「1. 3 担当部署」へ提出してください。

(3) 提出書類一覧

符号	種類	様式等
①	提案書提出届	様式第7号
②	照明LED化事業実績一覧表	様式第8号
③	構成市町内企業（工事業者等）の活用に関する提案書	様式第9号
④	総事業費算出表	様式第10号
⑤	照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）	
⑥	使用照明器具提案書	様式第11-1、11-2号
⑦	外灯の有効な提案	様式第12号
⑧	工程管理、安全管理、緊急対応、品質管理、処分方法に関する留意点及び対策	様式第13号
⑨	保証期間の対応	様式第14号

(4) E S C O事業提案書作成要領

① 一般事項

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、原則横書きとしてください。
- (イ) すべて片面印刷としてください。
- (ウ) 文字サイズは、原則11ポイント以上としてください。フォントの指定はありません。
- (エ) 提案書提出届（様式第7号）に示した構成順のとおり、A4縦長ファイルにとじたものを提出してください。また、提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟んでください。
- (オ) A4版以外の書類がある場合、A4版サイズに折り込んでください。
- (カ) 提出部数は8部（正1部、副7部）とします。
- (キ) 様式11-2号、様式12号～様式14号は、A4縦長サイズで枚数は指定しません。また、提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とします。その場合、本様式の次に添付してください。

② 提案書提出届（様式第7号）

グループの場合は、代表企業名により提出してください。

③ 照明LED化事業実績一覧表（様式第8号）

令和2年4月1日以降に契約を締結した照明LED化にかかる代表企業（構成員でも可）のE S C O事業の実績又はリース若しくは工事の実績（リース若しくは工事については、1件あたり600台以上の更新とし、元請けの場合に限る。）がある場合、下記項目「(ア)～(キ)」を網羅した一覧表を提出してください。

また、下記項目が確認できる書類の写し（契約書等の写し）を正本のみに添付してください。

なお、発注者が民間等の実績も可ですが、その発注者が書類の写しの提供を許可しない実績は含めないでください。また、許可をいただいたものであっても情報保護・秘密保持の観点から開示できない情報については、応募者の責任において、部分的に黒塗り等を行ってください。ただし、実績の確認に当たっては、ランプ交換でのLED化ではないこと等、下記項目すべての内容が網羅的に確認・判断できる必要があります。

- (ア) 契約件名 : 契約書上の正確な名称を記入すること。
- (イ) 発注者 : 発注者名を記入すること。
- (ウ) 受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
- (エ) 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- (オ) 契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- (カ) 契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- (キ) 事業概要 : 施設の主な用途

照明器具数（ランプのみの交換は含めない）

④ 構成市町内企業（工事業者等）の活用に関する提案書（様式第9号）

本事業における佐倉市内、四街道市内、酒々井町内企業（工事業者等）の活用につ

いて、具体的に記載してください。

⑤ 総事業費算出表（様式第10号）

「照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）」で算出した直接工事費にかかる各項目の金額を総事業費算出表に転記してください。また、外灯間引き撤去跡処置等にかかる工事費は、「その他（工事費等）」に記入してください。このほか、黄色セルにその他経費等を記載し、総事業費を算出してください。

⑥ 照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）

本リストで、電力使用削減量、直接工事費を算出してください。入力方法は、ファイル内の「作業要領」をご確認ください。

また、外灯については、ポールの更新にかかる経費も算出してください。

⑦ 使用照明器具提案書（様式第11-1号、様式第11-2号）

様式第11-1号には、「照明リスト（電力使用削減量及び直接工事費算出表）」に記載した採用予定のLED照明器具の型番及び消費電力を記載した一覧表を作成してください。また、これらを確認できる機器仕様図等を添付してください。

様式第11-2号には、主な照明器具の選定理由や特徴等を記載してください。省エネルギー等の性能、また、既設の照明制御設備（パナソニック製・FreeFit パネル型照明アナンシェータ、照明コントローラ、リモコンスイッチ、リモコンリレー、リモコンランス、伝送ユニット、リレー制御T/U等）との互換性等、照明器具の性能・信頼性について記載してください。

⑧ 外灯の有効な提案（様式第12号）

本事業では、進入路と職員駐車場にある外灯の間引き更新の提案が重要なポイントとなります。外灯の間引き更新における照明器具の選定や間引き後の処置及び外灯ポールの高さや長寿命性能等について、選定理由や特徴等を記載してください。

また、選定理由の根拠となる照度分布図等を添付してください。

⑨ 工程管理、安全管理、緊急対応、品質管理、処分方法に関する留意点及び対策（様式第13号）

工事の実施において、当斎場の用途や運営時間といった施設の特徴を踏まえた工程管理、安全管理、緊急対応、設置する照明器具の品質管理、撤去物の処分方法（産廃処分・リサイクル等）に関する留意点とその対策を記載してください。

⑩ 保証期間の対応（様式第14号）

事業完了後（引渡し後）における照明器具の保証（5年間）について、保証期間中の連絡体制や原因調査及び器具交換に要する日数等について記載してください。また、独自に保証を充実させる提案があれば記載してください。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書・ESCO事業提案書を提出後、応募者が参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第15号）を担当部署宛てに1部を持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、事前に持参の旨を担当部署まで電話連絡し、郵送の場合は、郵送した旨の電話連絡を行ってください。

なお、参加の辞退は自由であり、参加を辞退した場合であっても、これを理由として以後に不利益な扱いを受けることはありません。

3 審査に関すること

(1) 審査

管理者が設置する「照明LED化ESCO事業者提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、「別表1 評価基準表」に基づいて総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を各1者選定します。

(2) 審査の流れ

① 応募者多数の場合

応募者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定委員会において、あらかじめ「別表1 評価基準表」に基づいて事前評価を行い、原則、上位5者がプレゼンテーション及びヒアリングを受けることができますものとし、

結果は、令和8年5月19日（火）頃に応募者に通知します。

② プレゼンテーション及びヒアリング

応募者（原則、上位5者）を対象に、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

応募者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施します。

詳細は、令和8年5月19日（火）頃に応募者に通知します。

(ア) 実施日

令和8年5月22日（金）

(イ) 場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（さくら斎場）会議室

(ウ) 出席者数

役割の責任者は必ず出席するものとし、責任者を含めて最大5人以内とします。

(エ) 時間構成等

提案者からの説明時間として25分以内

審査委員会からの質疑及び応答時間として20分程度

(オ) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングの実施後、「別表1 評価基準表」に基づいて審査委員会の各委員が応募者ごとに評価を行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案を行った応募者を優先交渉権者とし、また、次点の応募者を次点交渉権者とし、

(カ) 結果通知予定日

令和8年5月下旬

(3) 審査結果の通知・公表など

① 審査結果は、結果の如何に関わらず、参加表明書に記載された担当者あてに電子メールで通知します。

② 優先交渉権者、次点交渉権者の決定については、本組合ホームページで公表します。

③ 評価点が同点の場合は、以下の順で順位付けを決定します。

(ア) 省エネルギー効果（電力使用削減量）が高い提案者

(イ) 事業費が低い提案者

- ④ 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- ⑤ 選定されなかった理由の説明を求める場合は、結果通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により照会することができます。

(4) 最低基準

最も高い提案を行った応募者、次点の応募者に該当する場合であっても、総評価点が総配点（160点）の6.5割（104点）に満たない場合は、選定の対象外とします。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とします。

- ① 期限までに必要書類が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 総事業費が提案上限額を超過する等、本要領に示す要件を満たしていないと認められる場合
- ⑤ その他、本組合又は審査委員会が不適格と認めた場合

4 契約に関すること

(1) 現地調査・詳細設計・詳細協議の実施

優先交渉権者は、本要領に基づいて現地調査を実施し、更新台数及び事業費を算出するなど詳細な設計を行い、実施計画書を作成したうえで、本組合と詳細協議を進めるものとしします。

現地調査にあたっては、原則、休場日である友引日とし、本組合と日程を調整する必要があります。なお、さくら斎場利用者への影響がない現地調査については、友引日である必要はありません。

(2) 契約の締結

本組合と優先交渉権者との間で詳細協議が整い次第、契約を締結します。協議が整わない場合、現地調査、詳細設計及び詳細協議に要した費用は、優先交渉権者の負担とします。

優先交渉権者と協議が整わなかった場合、本組合は次点交渉権者と協議を行います。

(3) 契約の概要

① 契約の締結時期

令和8年7月上旬

② 契約内容

契約書には、遂行すべき設計、工事及び保証期間の対応、事業費の支払等を定めるものとしします。

また、本組合と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとしします。

③ 契約保証

契約には契約保証が必要となります。

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上としします。なお、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則146条第4項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができます。

5 機器仕様に関すること

(1) 基本事項

- ① 照明器具等は、全て新品であることとします。
- ② 照明器具メーカーは、一般社団法人日本照明工業会の会員企業であり、かつ日本国内に本社があることとします。
- ③ 照明器具は、既設の照明制御設備（パナソニック製・FreeFit パネル型照明アナンシェータ、照明コントローラ、リモコンスイッチ、リモコンリレー、リモコントランス、伝送ユニット、リレー制御T/U 等）と互換性があるものとします。
- ④ ISO14001及びISO9001を取得した工場で製造された製品とします。
- ⑤ 電球交換のみではなく、照明器具ごとの交換とします。ただし、現地調査を実施後、交換に適した照明器具が存在しないなど、合理的な理由がある場合は本組合と協議を行うこととします。
- ⑥ 照明器具の入力電圧は既設と同一とし、供給側で電圧の変更は行わないでください。
- ⑦ 電気用品安全法に適合しているもの、また、LED照明に関する日本産業規格（以下、「JIS規格」という。）に適合するもの又は同等以上のものを選定してください。
- ⑧ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行ってください。
- ⑨ 器具の選定にあたっては、設置環境に耐えうる器具を選定してください。

(2) 照明器具仕様

- ① 光源寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とします。
- ② 色温度は、既存器具と同等を基本とします。
- ③ 平均演色評価数（Ra）は、70以上とします。
- ④ 照明器具は、灯具一体型とし、蛍光ランプとLEDランプを取り違える可能性がないものとしてください。

(3) 外灯の照明器具仕様

- ① 光源寿命は、60,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とします。
- ② 色温度は、昼白色とします。
- ③ 外灯のポールは、長寿命に優れたものとしてください。
材質は、「ステンレス製／粉体焼付塗装」又は「鋼管製溶融亜鉛合金メッキ（HZA50A）／ポリエステル樹脂粉体塗装」と同等以上とします。

(4) その他

- ① 詳細設計において、適切な照明器具を選定してください。

6 外灯の提案に関すること

(1) 特記事項

外灯は、ポールごと更新します。

また、省エネルギー化のため、間引きし本数を減らすことから、これらの課題を解決する提案を求めます。

① 外灯B 10基（ポールベースタイプ） ※進入路

(ア) 外灯は、ポールごと更新します。ポールは、長寿命に優れたものとしてください。

材質は、「ステンレス製／粉体焼付塗装」又は「鋼管製溶融亜鉛合金メッキ（HZA50A）／ポリエステル樹脂粉体塗装」と同等以上とします。

(イ) 既存の18基から10基に台数を減らしますので、撤去した後処置の提案を求めます。地中配線のため、今後の改修（配線の引き直し等）に考慮した提案としてください。

(ウ) 間引きし、外灯の間隔が広がりますので、ポールの高さや照度、配光等を考慮した照明器具を選定してください。

なお、照度、配光等については、近隣住宅への配慮についても考慮し選定してください。

② 外灯C 2基（ポール埋込タイプ） ※職員駐車場

(ア) 外灯は、ポールごと更新します。ポールは、長寿命に優れたものとしてください。

材質は、「ステンレス製／粉体焼付塗装」又は「鋼管製溶融亜鉛合金メッキ（HZA50A）／ポリエステル樹脂粉体塗装」と同等以上とします。

(イ) 既存の3基から2基に減らす提案を求めます。

(ウ) ポール埋込タイプのため、施工場所や施工方法等について提案するとともに、ポールの高さや照度、配光等を考慮した照明器具を選定してください。

③ 外灯D 1基（ポール埋込タイプ） ※第2駐車場

(ア) 外灯は、ポールごと更新します。ポールは、長寿命に優れたものとしてください。

材質は、「ステンレス製／粉体焼付塗装」又は「鋼管製溶融亜鉛合金メッキ（HZA50A）／ポリエステル樹脂粉体塗装」と同等以上とします。

(イ) ポール埋込タイプのため施工方法等の提案を求めます。

7 施工に関すること

(1) 全体的事項

- ① 業務の実施にあたっては、電気事業法、電気工事士法、建設業法等関係法令を遵守したうえで施工を行ってください。また、本要領に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（各最新版）に準拠するものとします。
- ② 事業場所で、他の工事業者による別工事がある場合は、別工事の工事業者との調整に協力してください。
- ③ 設置期限は、令和9年3月15日（月）です（完了検査含む）。

(2) 施工準備

- ① 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施してください。なお、現地調査の実施にあたっては、事前に本組合の承諾を得て実施してください。
- ② 作業日程は、休業日である友引日を基本として、詳細は本組合と協議し決定します。利用者に影響を及ぼさない作業については、友引日以外でも差し支えありません。
- ③ 搬出入経路、車両の駐車スペース、資材置場、荷さばき場、搬出物の仮置場等の必要な場所の確保については、事前に本組合と協議のうえ、決定します。

(3) 施工

- ① 設置作業にあたっての安全管理については、労働安全衛生法等関連法令を遵守のうえ、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じてください。
- ② 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施することとします。
- ③ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に本組合と調整し、事故及び紛争等を防止してください。
- ④ 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）によります。また、取付けについては、既存アンカーボルト等の再使用をしても構いません。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に確認し、加工が必要な場合は取付金物等を事業者負担で用意してください。
- ⑤ 作業中は、粉塵の飛散に十分注意し必要な養生を行うとともに、作業終了後に床等の清掃を行ってください。
- ⑥ 設置作業後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告してください。
- ⑦ 屋内照明について、設置後の照度測定を場所ごとに少なくとも1箇所を実施し、その結果を書面で報告してください。なお、照度測定にあたっては、計量法による検定に合格した特定計量器を使用することとし、検定に合格していることを証する書類を添付してください。
- ⑧ 関係行政機関の指導及び諸法規を遵守し、リサイクルや廃棄処分に関する計画を策定し、適正な処置を行ってください。廃棄処分するものは、関係法令を遵守のうえ、適正に処分してください。

- ⑨ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに本組合に報告するとともに、本組合に帰責事由がない限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応及び現状復旧等を行ってください。
- ⑩ 作業にあたって必要となる電気、水道等は、施設運営に支障のない範囲で使用できるものとしします。
- ⑪ 配線配管や外灯基礎のボルトアンカー等は、既設のものを流用するものとしします。ただし、施工を進めるにあたり、配線配管等に著しい劣化等を確認した場合は、別途、本組合と協議を行うこととしします。
- ⑫ 施工にあたり、樹木の伐採等が必要となる場合は、本組合で対応します。
- ⑬ 設置する照明器具は、落下することがないように取り付けるものとし、必要に応じて落下防止ワイヤー等の落下防止対策を行ってください。

(4) 作業完了

設置作業終了後、本組合に以下の項目の書類及び電子データを提出してください。

- ① 絶縁抵抗測定（作業前・作業後、分電盤の分岐回路ごと）
- ② 照度測定結果
- ③ 作業前・作業後の工事写真
 - ※撮影箇所等は、国土交通省「営繕工事写真撮影要領」（最新版）に準拠します。
 - ※必要に応じて作業中の工事写真を求めることがあります。
- ④ 電灯配置図
- ⑤ 照明器具姿図
- ⑥ 分電盤回路図
 - ※回路を変更した場合等、各回路の負荷容量（例：〇〇VA）を示してください。
- ⑦ 製品取扱説明書（1部）
- ⑧ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ⑨ 設置完成届
- ⑩ 目的物引渡書
- ⑪ その他、必要な書類及び資料

(5) その他

- ① 設置した照明器具等について、目的物引渡書の提出までは仮使用として使用することを了承ください。
- ② 設置した照明器具等を、やむを得ない事情等により、取り外し又は再設置（設置場所の変更を含む）を行う場合、作業方法等について、事前に協議を行うものとしします。
- ③ 本事業の責任財産分界点は、新設した外灯ポールを除き、LED照明器具と既設配線との接続点としします。
- ④ 設置した照明器具のほか、新設した外灯ポールや設置に使用した天井材などのその他の部材等は、本組合の財産になるものとしします。
- ⑤ 本要領は、本事業の概要を示すものであり、明記なき事項についても、本事業を履行するうえで当然必要と思われるものは本事業に含まれるものとしします。
- ⑥ 本要領に疑義があるとき、もしくは定めのない事項については、本組合と事業者で協議して定めるものとしします。

8 事業実施に関すること

(1) 誠実な業務遂行義務

- ① 事業者は、本要領、関係資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本組合と事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

(2) 本組合と事業者との責任分担

① 基本的な考え方

ESCO提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

② 予想されるリスクと責任分担

本組合と事業者の責任分担は、原則として別表2「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでESCO提案を行うものとし、

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとし、

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合における措置については、契約書において定めるものとし、

9 支払い等に関すること

(1) 検査及び引渡し

- ① 事業者は、施工後、設置した照明器具等が実施計画書に記載された内容を満たしていることを検査した後、設置完成届を本組合に提出してください。
- ② 設置完成届を受理した後、速やかに完了検査を行い、完了検査合格後、設置した照明器具等の引渡しを受けます。

(2) 施工等業務に係る経費の支払い

- ① 完了検査合格後、本組合は、事業者に対し、施工等業務に係る経費を支払います。
- ② 施工等業務に係る経費を支払った時点で、設置した照明器具等の所有権は、本組合に帰属するものとします。

別表1 評価基準票

評価項目		採点基準					配点	主な評価様式
① 事業 実施 体制 側面	照明LED化にかかる代表企業の 令和2年4月以降におけるESCO 事業実績又はリース若しくは工 事の実績（リース及び工事は1 件あたり600台以上の更新と し、元請けの場合に限る。）	ESCO事業：1件あたり5点 リース若しくは工事：1件あたり2点 上限15点					15	様式第8号
	② 地域 貢献	施工等について、構成市内企 業を積極的に活用する計画であ ること	10点	—	5点	—	0点	10
		おおいに ある	—	ある	—	不足		
③ 環境 側面	省エネルギー効果が高いこと （当該照明設備の電力使用量 に対する削減割合）	最も大きな電力使用削減量を35点 その他の得点を（当該電力使用削減量÷最も大きな 電力使用削減量）×35で算出したうえで、小数点 第2位を四捨五入して評価点を算出					35	照明リスト
④ 財政 側面	ESCO事業費の総額が低いこと	最低額を35点 その他の得点を（最低額÷当該額）×35で算出した うえで、小数点第2位を四捨五入して評価点を算出					35	様式第10号 照明リスト
⑤ 取 組 意 欲	業務内容に関する説明や質問 に対する応答が明確であり、 応募者の取組意欲が感じられ たか	10点	7点	5点	2点	0点	10	—
		極めて感 じられる	強く感じ られる	感じられ る	あまり感 じられない	感じられ ない		
⑥ 技 術 側 面	使用照明器具の性能・信頼性が 優れたものであること	15点	11点	8点	4点	0点	15	様式第11-1号 様式第11-2号
	既設の照明制御設備との互換性 について信頼性があること	極めて優れ ている	優れて いる	適当	あまり適当 でない	不足		
	外灯の間引き更新に具体性、妥 当性がある優れた提案があること	25点	19点	13点	6点	0点	25	様式第12号
	外灯のポールが長寿命化に優れ ていること	極めて優れ ている	優れて いる	適当	あまり適当 でない	不足		
	優れた工程管理、安全管理、緊 急対応、品質管理、処分方法で あり、期限までに確実に工事を 完了できる提案があること	10点	—	5点	—	0点	10	様式第13号
		優れて いる	—	適当	—	不足		
	保証期間の対応が構築されてい ること	5点	—	3点	—	0点	5	様式第14号
	保証期間に独自の提案があること	おおいに ある	—	ある	—	不足		
合計						160		

別表2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		本組合	事業者		
① 共通	実施要領の誤り	実施要領等の本組合作成資料の重大な誤り	○		
	安全性の確保	設計・改修・保証期間における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・改修・保証期間における環境の保全		○	
	制度の変更	消費税の変更		○	
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が本組合となるべき税の新設		○	
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が事業者となるべき税の新設			○
	事業の中止・延期	本組合の指示によるもの		○	
		周辺住民の反対等による事業の中止・延期		○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの			○
		本組合の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
② 調査 設計 段階	不可抗力	天災等の不可抗力による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	設計費に対して影響のある急激なインフレ・デフレ	○	○	
	設計変更	本組合の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保			○
予定した補助金等が獲得できない場合			○		
③ 工事 段階	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等の不可抗力による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価の変動	改修費に対して影響のある急激なインフレ・デフレ	○	○	
	用地の確保	敷地内の必要用地の確保	○		
	許認可の取得等	道路使用許可等の各種法令に基づき必要な許可申請手続		○	
	立入許可	組合施設や組合有地への立入許可		○	
		市有地や民有地への立入許可			○
	設計変更	本組合の提示条件、指示の不備によるもの		○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの			○
	工事遅延・未完工	本組合の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延			○
	工事費増大	本組合の指示・承諾による工事費の増大		○	
		事業者の判断の不備によるもの			○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			○	
一時的損害	引き渡し前に改修目的物に生じた損害			○	
	引き渡し前に改修に起因し施設に生じた損害			○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本組合	事業者
④ 保証 期間 5年 関連	計画変更	用途の変更等、本組合の責による内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	合理的な理由なく必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	
	保証費の上昇	事業者の責による保証費用の増大		○
	照明設備の損傷	本組合の故意・過失による照明設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する照明設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は、照明設備の通常使用に起因する本組合の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による本組合の施設・設備の損傷	○	
	契約不適合	照明設備に関する契約不適合責任		○
	不可抗力	天災等の不可抗力による本組合の施設の損傷	○	
天災等の不可抗力による照明設備の損傷		○		
⑤ 支払 関係	金利の変動	金利の変動		○
	税率の変更	消費税率の変更	○	
	支払遅延・不能	本組合の責による支払の遅延・不能	○	
⑥ 保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本組合の施設運営・業務への障害		○

※ 本組合と事業者の双方に○が入っている項目は、協議によりリスク負担割合を決定するものとする。